

一般社団法人園芸学会 シンポジウム委員会規程

第1条 一般社団法人園芸学会細則第4章第26条に基づき設置されたシンポジウム委員会の職務について必要な事項を定める。

第2条 本委員会はシンポジウム委員長、担当幹事、および8名のシンポジウム委員で構成する。

委員長は理事の一人がこれにあたり、理事会の議を経て会長が委嘱する。

委員は研究領域を考慮して委員長が推薦し、会長が委嘱する。委員の任期は2年とし、毎年その2分の1を新規に選任する。なお、欠員が生じた場合は、委員の補充を行うことができるが、その任期は前任者の残存期間とする。

第3条 本委員会は、園芸学会および園芸学会が加入する団体の主催、共催するシンポジウム、講演会などを立案、企画し、その業務を処理する。

本委員会は園芸学会が主催したシンポジウムなどについて、その成果をとりまとめる。

第4条 委員長はシンポジウム委員会を司会し、シンポジウムを総括する。

委員はシンポジウム等の開催について審議し、運営する。

幹事は委員長の指示に基づいて連絡、調整を行う。

第5条 シンポジウム開催にともなう経費については、理事会の議を経た年次予算のうちシンポジウム関連予算を充てることできる。なお、その配分については本委員会で審議、決定する。

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則 本規程は、2015年4月1日より施行する。

付則（2016年9月9日改正） 本規程は、2017年4月1日より施行する。